

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市土地改良区支援事業補助金
補助の区分	事業補助（協調事業補助）
補助の概要	本市の農業の発展及び振興を図るため、土地改良区の組織基盤の強化及び効率的な運営体制を確立するために、土地改良区が行う基盤整備事業及び事業推進等に対し補助金を交付する。
補助事業者	土地改良区及び土地改良区連合
補助対象経費	補助事業者が実施する事業に要する経費
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	事業により異なる
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	事業により異なる
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	数値化不可
※数値目標の設定検証	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 理由：各土地改良区の状況に応じて補助するものであり、数値目標は馴染まない。 評価方法：この事業を活用してどの程度土地改良区の事業実施に助力でき、また、営農環境が整備されたかどうか。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） ホームページ等
事業担当（担当部署）	農林水産課 農村整備係
（電話番号）	63-3761